

Ⅱ. 国民年金の特殊台帳等とコンピュータ記録の 突合せの実施状況について

国民年金の特殊台帳等とコンピュータ記録の突合せの実施状況について

1 国民年金の特殊台帳等とコンピュータ記録の突合せの実施状況

- (1) 国民年金特殊台帳等として保有している3,096万件の記録全数について、平成20年5月からコンピュータ記録との突合せを実施。
- (2) 平成22年6月末時点において、3,096万件のうち、3,096万件(100%)の突合せを完了。

※ 特殊台帳とは、国民年金の被保険者台帳のうち、年度内の一部の期間に未納や免除などがある者の記録を記載した台帳であり、社会保険事務所でマイクロフィルム化して保管している。また、特殊台帳以外に、全ての期間が通常の納付方法により行われている記録や年度内の全ての期間が免除されている記録などが記載されている台帳(普通台帳)が約870万件あり、社会保険事務所においてマイクロフィルム及び紙媒体で保管している。

2 突合せの結果

- (1) 上記(2)の3,096万件のうち、国民年金特殊台帳の記録とコンピュータのオンライン記録が一致しないものが30万件(1.0%)あった。

国民年金特殊台帳等とオンライン記録が一致しないもの		
	① オンライン上の納付記録(納付、免除)が異なっているもので、記録訂正により納付記録が増えるもの ※1	② 氏名、生年月日、性別、資格取得・喪失日の一部が異なっているもの ※1
300,411件 (1.0%)	233,182件 ※2 (0.8%) うち、年金額が増額となる受給者 91,157件 (0.3%)	71,950件 (0.2%)

(備考) 括弧内の数字は、3,096万件に対する割合である。

※1 ①と②は、重複しているものがある。

※2 納付記録が増えるもの(300,411件)には、現役加入者や、年金額に影響のない障害基礎年金受給者等の記録を含む。

(2) 年金受給者の年金額の増額の状況(推計:年額)

平均 14,192円(納付8.1月、免除1.5月)
 最高 384,499円(納付233月)
 最低 550円(免除1月)

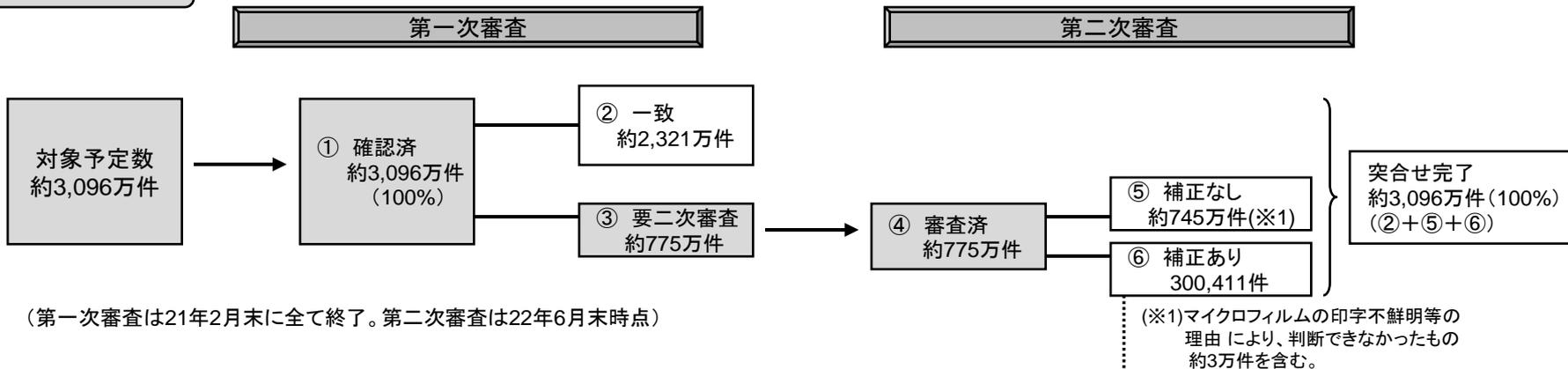
※現役加入者を含めた年金額増加見込額 合計約341億円

〔内訳〕
 ① 老齢基礎年金受給者等 約260億円
 ② 現役加入者等 約81億円

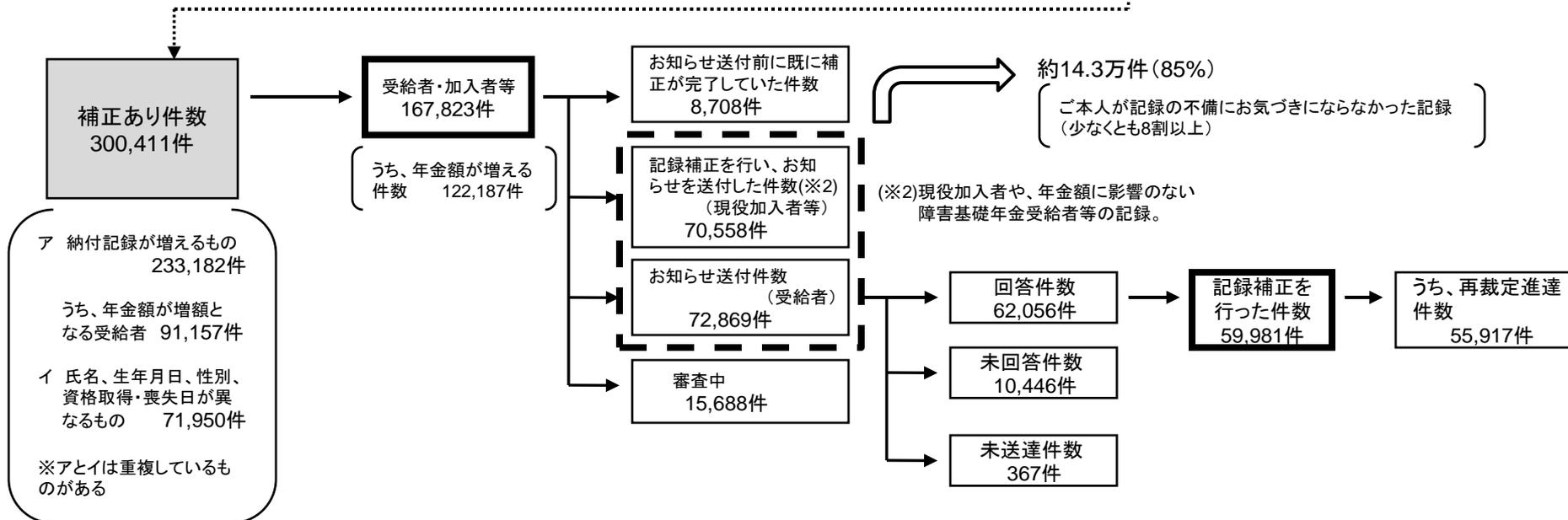
(注) 推計に当たっては、老齢基礎年金額を基礎に機械的に納付月数を乗じたもの。

国民年金特殊台帳等とコンピュータ記録との突合せの進捗状況 (22年6月末現在)

突合せ作業



突合せ後の後処理



Ⅲ. 約 2 万件の戸別訪問調査の対象者についての 記録回復の取組結果について

約2万件の戸別訪問調査の対象者についての記録回復の取組み結果について (平成22年6月末時点)

- 約2万件の戸別訪問調査において、「従業員」であって、年金記録が「事実と相違」しており、「記録回復申立ての意思あり」との回答があった事案（以下「従業員事案」という。）・・・1,602件
- この従業員事案1,602件については、平成22年6月末までに、年金事務所段階での処理を完了。その内訳は、次のとおり。

① 年金事務所段階における回復基準による記録回復	583件 (注1)
② 第三者委員会によるあつせんを受けた者の同僚に係る記録回復	41件
③ 第三者委員会へ送付済み	826件 (注2)
④ 記録回復の申立てを取り下げたもの	58件
⑤ 繰り返し働きかけを行ったが記録回復の申立てがなかったもの	94件

従業員事案合計

1,602件

(注1) 約2万件の戸別訪問調査の対象者以外の方も含めた標準報酬等の遡及訂正事案全体の年金事務所段階における記録回復件数は、1,096件（平成22年7月2日時点速報値）。

(注2) 「第三者委員会へ送付済み」826件の内訳は、あつせんが674件、非あつせんが62件、審議中が90件（平成22年6月末時点において年金事務所が把握している状況）。



従業員事案のうち、8割以上(*)が記録回復につながったところ。

* 上記①583件+上記②41件+第三者委員会あつせん事案674件=合計1,298件（全1,602件の81%）

不適正な遡及訂正処理の可能性がある記録(約6万9千件)のうち年金受給者(約2万件)への戸別訪問の実施結果について

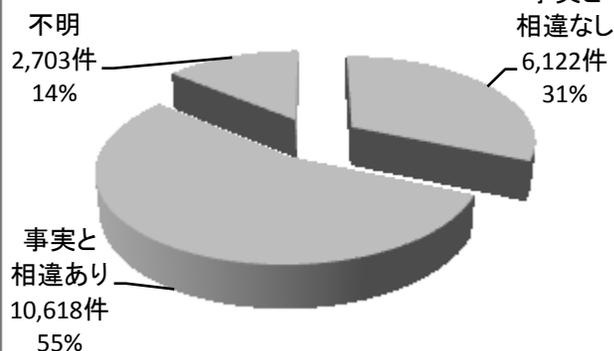
- 標準報酬等の遡及訂正事案に関する対応の一環として、旧社会保険庁においては、以下の3条件のすべてに該当する記録(約6万9千件)を不適正な遡及訂正処理の可能性がある記録としてオンライン記録から抽出し、このうち厚生年金受給者(約2万件)について、平成20年10月16日から、社会保険事務所職員等による戸別訪問を実施し、ご本人に記録確認を行っていただいたところ。

- ①標準報酬月額を引き下げ処理と同日若しくは翌日に資格喪失処理が行われている。
- ②5等級以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。
- ③6か月以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。

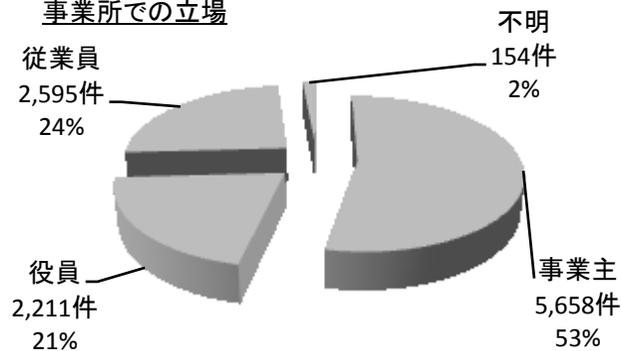
- この調査については、対象者と連絡をとることができないなど、戸別訪問を実施することが困難な事例を除き、平成21年3月末までに概ね終了したところであり、その時点までの実施結果を、平成21年7月に旧社会保険庁から公表した。
さらに、平成21年12月末までに旧社会保険庁において実施した戸別訪問の結果をとりまとめたところ、以下のとおり。

- 戸別訪問(面談)実施件数(平成21年12月末まで) : 19,443件
- 上記19,443件についての回答の状況は、以下のとおり。

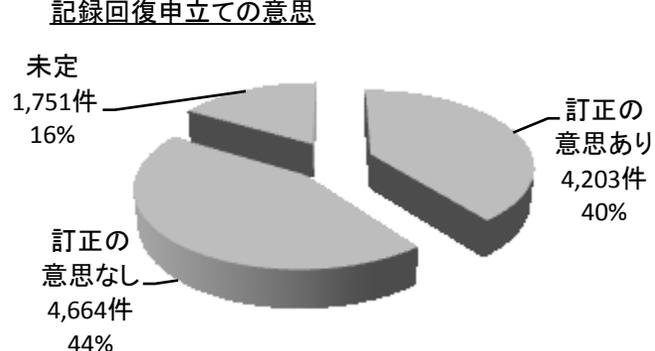
(1)年金記録の確認状況(注1)



(2)「事実と相違あり」との回答のあった方の事業所での立場



(3)「事実と相違あり」との回答のあった方の記録回復申立ての意思



- 年金記録の遡及訂正処理に関し、社会保険事務所職員の関与を窺わせるような内容の回答をされた方(注2) : 1,353件(7.0%)
うち、具体性のある内容の回答をされた方(※) : 213件(1.1%)

※「具体性のある内容の回答」とは、職員が特定でき、関与の内容が具体的に示されているものをいう。

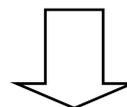
(注1) 「事実と相違なし」とは、「引き下げられた標準報酬月額が当時の報酬に見合ったものであるか」及び「記録の訂正が行われた期間について資格喪失日が会社を辞めた時期と合っているか」の質問に対し、いずれも、「はい」又は「たぶんそうだと思う」との回答があったもの。「事実と相違あり」とは、「引き下げられた標準報酬月額が当時の報酬に見合ったものであるか」又は「記録の訂正が行われた期間について資格喪失日が会社を辞めた時期と合っているか」の質問に対し、少なくとも一つに、「たぶん違うと思う」又は「いいえ」との回答があったもの。「不明」とは、それら以外の回答があったもの。

(注2) 平成21年3月末までの訪問実施分のうちこのような回答があった事案(1,335件、うち具体性のある内容の回答があった事案211件)について、平成21年12月までに職員の関与に関する調査を行い、4件の事案について不適正な遡及訂正処理への職員の関与があったことが確認された。関与が明らかになった職員(既に退職している1名を除く3名)に対しては、処分が行われている。

〈参考〉

(事実確認の状況)

	事実と相違なし	事実と相違あり	不明	計
事業主	3,232 (31%)	5,658 (55%)	1,463 (14%)	10,353 (100%)
役員	1,271 (32%)	2,211 (56%)	467 (12%)	3,949 (100%)
従業員	1,539 (33%)	2,595 (55%)	584 (12%)	4,718 (100%)
不明	80 (19%)	154 (36%)	189 (45%)	423 (100%)
計	6,122 (31%)	10,618 (55%)	2,703 (14%)	19,443 (100%)



(「事実と相違あり」と回答があった方の記録訂正の意思の状況)

	訂正の意思あり	訂正の意思なし	未定	計
事業主	1,580 (28%)	3,014 (53%)	1,064 (19%)	5,658 (100%)
役員	956 (43%)	899 (41%)	356 (16%)	2,211 (100%)
従業員	1,601 ^(注) (62%)	698 (27%)	296 (11%)	2,595 (100%)
不明	66 (43%)	53 (34%)	35 (23%)	154 (100%)
計	4,203 (40%)	4,664 (44%)	1,751 (16%)	10,618 (100%)

※ 一定の条件に該当する場合には、年金記録確認第三者委員会に送付することなく、
社会保険事務所段階で年金記録の訂正を行う。

(注) この1,601件のほか、平成22年2月に年金事務所に来訪され、面談を行った方で「従業員」であり、「記録が事実と相違あり」、「記録訂正の意志あり」との回答をいただいたケースが1件あったところ(合計1,602件)。